平成 30 年 1 月

鳥取県国保連合会からのお知らせ

紙媒体で請求されている事業所様へ

平成 30 年 4 月以降に紙媒体による介護保険請求は、原則できなくなります。

平成 30 年 4 月以降に紙請求をする予定のある事業所は、免除要件に該当しておりかつ鳥取県国保連合会へ免除届を提出することが必須となります。(免除要件、免除届の様式については下記参考サイトをご確認ください。)

<参考省令および参考サイト>

「平成 26 年度 8 月 15 日付　老発 0815 第 2 号」(※下記参考サイトに掲載)

WAMNET　：　http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryo/detail?gno=2024&ct=020060090

電子請求へ移行を検討される事業所様へ

平成 30 年 4 月から介護保険の請求は下記 2 つの方法になります。

- インターネット（伝送）による請求
- 電子媒体(CD・FD)による請求

【例外規定の場合】　⇒　紙媒体による請求(条件付き)

紙請求から電子請求へ移行する場合、以下の事務手続きが必要となります。

① 鳥取県国保連へ「介護給付費の請求及び受領に関する届」を提出する
② 請求書作成ソフトの準備(購入)
③ インターネット回線契約
④ 電子証明書発行
⑤ 伝送ソフトの準備（購入)

※①について、鳥取県国保連合会 HP に掲載しています。

※②について、『媒体化ソフト』(無料)を鳥取県国保連合会 HP に掲載しています。

※③④⑤についてはインターネットによる請求を検討される場合のみ必要です。

インターネット請求に関する情報は鳥取県国保連合会 HP に掲載しています。